

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

一般組合員資格喪失に係る異動報告関係事務の変更について（通知）

公立学校共済組合鹿児島支部の一般組合員が退職又は転出した場合の異動報告関係事務処理について、長期給付（年金）関係に係る事務処理の変更に伴い、下記のとおり一部変更しますので、遺漏のないようお願いします。

記

1 変更点

- 一般組合員の退職及び転出については、これまで「組合員異動報告書〔整理番号3〕」の提出時に喪失事由に応じて「退職届書」又は「組合員転出届書〔整理番号5〕」等の関係書類を提出することとしていましたが、「組合員異動報告書〔整理番号3〕」の内容を見直すとともに、「一般組合員資格喪失届書〔整理番号3-5〕」を新設し、「退職届書」又は「組合員転出届書〔整理番号5〕」の提出は不要とします。
なお、老齢厚生年金受給権者の退職に伴う長期給付（年金）関係の事務処理についても「一般組合員資格喪失届書〔整理番号3-5〕」の提出により処理します。
- 令和2年1月22日付け公共鹿第927号「定年前退職者に係る「若年退職事前報告書」の提出及び退職届書に係る事務取扱いの変更等について（通知）」の取扱いは廃止します。
- 「組合員異動報告書〔整理番号3〕」については、退職及び転出に係る項目を削除し、主に一般組合員の所属所異動や組合員の後期高齢者到達に伴う異動を報告する様式に改めます。

2 一般組合員の資格喪失等の異動報告

裏面の「事務手続一覧」により処理してください。

3 申請書等用紙

整理番号	用紙名		変更内容等
3	組合員異動報告書	改定	全般的な見直し
3-5	一般組合員資格喪失届書	新設	
5	組合員転出届書	廃止	
-	若年退職事前報告書	廃止	

4 適用日

令和6年1月1日

※ 令和5年12月31日付け退職及び転出並びに異動については、従前どおりの処理をお願いします。

5 その他

年度末の組合員資格喪失に係る異動報告関係事務については、例年どおり令和6年1月末頃に通知する予定です。

問合せ及び連絡先

年金給付係 今本 電話 099-286-5220

※ 県立学校における本文書の文書管理表上の分類記号：「B-7-2（共済組合）」

事務手続一覧

種別	提出書類 (○印は必須, △印は該当者のみ)		届書 一般組合員資格喪失 [整理番号3-5]	組合員証等	資格喪失証明書 交付申出書 [別添]
	区分				
一般	退職者 (注1) (定年退職, 再任用制度によるフルタイム勤務職員の退職, 老齢厚生年金受給権を有する者の退職, 自己都合退職等)	旧所属所から提出	○	○ (注3)	△ (注2)
	他の公務員共済組合への転出者 (例)市立〇〇小学校→ 〇〇大学教育学部附属小学校 (国共済) 市立〇〇中学校→ △△町教委学校教育課 (市町村共済) 県立〇〇高等学校 → 〇〇県知事部局〇〇課 (地共済)		○	○ (注3)	△ (注2)
	公立学校共済組合の他支部への転出者 (県外交流又は退職した上で他県の公立学校等の教職員として採用された者)		○	○ (注4)	△ (注2)

※ 一般組合員で鹿児島市, 指宿市, 出水市, 霧島市, 鹿屋市の各教育委員会への異動(派遣)については, 各市立高等学校籍の公立学校共済組合員(市費支弁組合員)として, また, 阿久根市教育委員会への異動(派遣)については北薩教育事務所籍の公立学校共済組合員(県費支弁組合員)として取り扱いますので, 旧所属所での手続は不要です。

- (注1) 退職後, 引き続き再任用制度によるフルタイム勤務職員となり, 一般組合員資格が継続する者は除く。
- (注2) 一般組合員資格を喪失後, 他の公的医療保険制度に加入する際に資格喪失証明書が必要となる場合は, 組合員証等を返納の上, 別添「資格喪失証明書交付申出書」により当共済組合へ申し出ること。
- (注3) 組合員証等とは組合員証, 組合員被扶養者証, 限度額適用認定証, 高齢受給者証, 特定疾病療養受療証をいいます。退職後, 当共済組合の任意継続組合員制度へ加入する者は, 新たに任意継続組合員証が交付されるため, 必ず退職時の所属所へ退職前に使用していた組合員証等を返納すること。他の公務員共済組合へ転出する者の場合は, 転出先での資格取得手続に備えてコピーを取った上で返納すること。
- (注4) 当支部で使用していた組合員証等は転出先の支部へ提出すること。